

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年2月20日認可した。

平成25年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）政本地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）鷹ノ子池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）沢地区
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）吉本地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）鴨池地区
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）休道地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東香原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）釜谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）瓦地池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）花岡地区
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大髭地区